

令和8年7月から、ほかの公費負担医療制度^{※1}が適用される場合でも、福祉医療制度^{※2}をあわせて利用できるようになります。

※1 自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病などの公費負担医療制度

※2 高齢期移行、重度障害者・高齢重度障害者、乳幼児等・こども、母子家庭等の福祉医療制度

公費負担医療制度の自己負担額より福祉医療制度の自己負担額の方が少なくなる場合に、公費負担医療制度を適用したうえで、福祉医療制度をあわせて利用することができます。

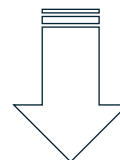
【これまで】

公費負担医療制度が適用される場合、福祉医療制度は利用できませんでした。

| 医療費総額 | | |
|---------|-----------|--------------------------|
| 医療保険の給付 | 公費負担医療の助成 | 窓口での自己負担 (公費負担医療の負担額) |

【令和8年7月から】

公費負担医療制度とあわせて福祉医療制度を利用できます。



負担が軽減されます！
(福祉医療制度の自己負担額の方が少なくなる場合)

| 医療費総額 | | | |
|---------|-----------|---------|------------------------|
| 医療保険の給付 | 公費負担医療の助成 | 福祉医療の助成 | 窓口での自己負担 (福祉医療の負担額) |

兵庫県内の医療機関等を受診する場合

兵庫県内の医療機関等を受診される場合は、健康保険の資格が確認できるものに加えて、次の2点を医療機関等の窓口でご提示ください。

1. 公費負担医療制度の受給資格が確認できるもの
2. 福祉医療費受給者証

兵庫県外の医療機関等を受診する場合

兵庫県外の医療機関等を受診された場合は、一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えた場合に、支給申請により医療費の一部を助成します。

あわせて利用した場合の最終的な自己負担額は、福祉医療費受給者証に記載の一部負担金の額になります。

各制度の適切な運用のため、ご理解とご協力をお願いいたします。